

役務取引許可申請書の記載要領

1 基本的注意事項

- (1) ※印の欄は、記入しないこと。
- (2) 添付書類の大きさは原則としてA列4番とする。
- (3) 指定された枠内に書ききれないときは、別紙に記載し申請書に糊付けすること。

2 申請書記載上の注意事項

(1) 申請者氏名又は名称及び代表者の氏名

申請者の氏名又は法人及び代表者名を記名する。

代表者以外の者が記名する場合は、別に委任状を添付すること。

(2) 住所・居所又は所在地

申請者の住所・居所又は法人の所在地(登記簿上の所在地、代表者の常勤場所等)を記載する。

(3) 担当者／電話番号

連絡担当者の所属、氏名及び電話番号を記載する。

(4) 取引の概要

① 相手方の氏名又は名称

取引の相手方の名称(個人の場合は氏名)を記載する。

② 相手方の住所・居所又は所在地

取引の相手方の住所・居所又は所在地を記載する。

③ 役務取引期間

役務取引期間を記載する。ただし、技術の提供予定時期が明らかな場合は、「役務取引許可取得後1か月以内」等提供予定期間を記載する。

④ 利用する者の氏名又は名称

契約の相手方から技術を利用する者に技術が提供される場合には、提供される技術を利用する者の氏名又は名称を記載する。「利用する者」が複数ある場合は列記し、欄に記載できない場合には「別紙」と記載して添付する別紙に記載する。未定である場合には、「未定」と記載する。「取引の相手方」と「利用する者」が同一である場合には、「取引の相手方と同じ」と記載する。

⑤ 利用する者の住所・居住又は所在地

利用する者の住所・居所又は所在地を記載する。なお、「取引の相手方」と「利用する者」が同一である場合には、「取引の相手方と同じ」と記載する。

⑥ 役務の内容

提供する技術について、該当する外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条、項及び号を記載するとともに、どのような技術をどのような方法で提供するかを具体的に記載する。ただし、外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術にあっては、「16項」と記載する。プログラム等が提供される場合はその数量、技術者の派遣・受入れがなさ

れる場合は所属・人数についても記載すること。

例 1：外為令別表の 2 の項(2)、貨物等省令第15条第 2 項

(技術) □□社製数値制御装置(型番○○○)用プログラム

(方法) フロッピーディスク及び貨物に内蔵したROMに格納

(数量) 1 セット

例 2：外為令別表の 9 の項(1)、貨物等省令第21条第 1 項第九号

(技術) □□社製①××用プログラム(品番○○○)、②△△用プログラム(品番○×△)

(方法) ①、②貨物に内蔵したROMに格納

(数量) ①20セット、②4 セット

例 3：外為令別表の11の項(4)、貨物等省令第23条第 4 項第二号ト

(技術) □□社製××用三次元ディスプレイ(型番○○○)設計プログラム

(方法) MOに格納

(数量) 1 セット

例 4：外為令別表の 9 の項(1)、貨物等省令第21条第 1 項第四号

(技術) ××用(型番○○○)技術支援

(方法) ①当社△△工場に於いて技術者の受け入れ、②○○○マニュアル

(数量) ①4 名・7 日間、②4 セット

⑦ 取引の相手方が技術情報を受領する場所

取引の相手方が最終的に技術情報を受領する場所を記載する。

(5) 支払等の関係

① (支払、支払の受領、支払及び支払の受領) の別

不必要なものは抹消する(無償の場合は全部抹消)。

② 支払等の金額

技術提供取引に係る金額を記載する。ただし、貨物代金と分離できない場合は「貨物代金に含まれる」、無償の場合は「無償」、ロイヤリティ等で申請時に対価が不明の場合は「製品売上げ額の 3 %」等、その算出方法を記載すること。

③ 支払等の時期

支払等の時期を記載する。プログラムのライセンス料とロイヤリティなどのように、名目により支払等の時期が異なる場合はそれぞれについて記載し、また、船積日を起点とした支払条件等で申請時に不確定の場合は「船積後30日以内に送金」等、その条件を記載すること。

④ 支払等の相手方の氏名又は名称／⑤支払等の相手方の住所・居所又は所在地

支払等の相手方の名称(個人の場合は氏名)／所在地(個人の場合は住所)を記載する。ただし、上記(4)の①及び②と同一の場合は記載を省略することができる。